

# ISO9001の公共工事への 適用方針について

国土交通省大臣官房技術調査課

ながやま とおる

課長補佐 永山 透

1

## はじめに

ISO9001はより良い品質の製品を作るための国際規格であり、その認証を取得した企業において、品質を自主的に管理し不具合があれば継続的に是正する仕組み（品質マネジメントシステム）が構築されます。

国土交通省では、公共工事等の品質の確保を図るため、平成6年度からISO9000s<sup>(注)</sup>の公共工事への適用性について、パイロット工事の実施を含め検討を進めてきました。これらの検討結果を踏まえ、公共工事の品質水準の一層の向上を目指す観点から、平成12年度から14年度にかけて試行工事を実施しましたが、その検証結果をもとにISO9001の公共工事への新たな適用方針を今般定めることとなりました。

本稿では、平成12年度から14年度まで実施した

試行工事の概要と結果、およびISO9001の公共工事への今後の適用方針を紹介します。

2

## 試行工事の概要

### (1) 目的

請負者が、ISO9001認証を取得することは、請負者の自己責任に基づく品質保証が可能であることが期待されることから、これを活用して受発注者双方の品質管理業務の効率化を図ることとしました。しかしながら、品質管理業務の効率化を図ることは品質面への負の影響が生ずることが懸念されるので、この課題を検証することおよび書類の簡素化等の運用面での改善も検討することを目的として試行工事を実施しました。

### (2) 試行方法

平成12年度から14年度において、一般競争入札方式（以下、一般競争）、公募型指名競争入札方

表 1 ISO9001試行工事の年度別件数

年度別件数	H12	H13	H14	合計
一般競争入札(件)	18	74	40	132
公募型(件)	14	57	77	148
工事希望型(件)	0	12	16	28
工事計(件)	32	143	133	308

式（以下、公募型）、工事希望型指名競争入札方式（以下、工事希望型）に付する工事を対象として計308件の試行工事を実施しました。効果の検証に十分な母数を得るため、ISO9001認証の取得を入札参加条件にしました。対象になった工事においては、従来は受注者が双方立会いして行ってきた段階確認等の監督業務を、原則として請負者の検査記録の確認と品質記録の把握に置き換えることにより、監督業務の効率化を図るものとなりました（表 1）。



### 試行工事の結果

#### (1) 品質面の影響について

##### ① 一般競争

一般競争については132件（一般競争全体の23%）の試行工事を実施しましたが、表 2 に示すように監督業務の効率化に伴う品質面の負の影響は認められませんでした。すなわち、監督業務を

効率化した試行工事での工事成績評点は、従来の監督業務を実施した場合と比べ、「出来形」「品質」「出来栄」「総合評点」の点数において、ほぼ同等の結果が得られました。また、監督職員に対するアンケートを実施したところ、「監督業務を効率化しても品質が従来と同等またはそれ以上」とすべての職員が回答しました。

##### ② 公募型および工事希望型

公募型については、148件（全体の3%）、工事希望型については28件（全体の0.3%）の試行工事を実施しました。公募型は表 3、工事希望型は表 4 に示すように、いずれも監督業務の効率化に伴う品質面の負の影響は認められませんでした。監督職員に対するアンケートでは、「監督業務を効率化しても品質が従来と同等またはそれ以上」と公募型では97%の職員、工事希望型では80%の職員が回答しました。

#### (2) 監督業務の効率化について

監督業務の効率化を評価するため、それに要し

表 2 試行工事における工事成績評点の比較《一般競争》

《一般競争》 工事成績評点	試行工事 (監督業務を効率化している)	試行工事以外 (監督業務を効率化していない)
出来形 (13.9点/100点)	10.6±0.9点	10.7±0.9点
品質 (15.9点/100点)	11.5±1.6点	10.9±1.2点
出来映え (8.5点/100点)	7.0±0.5点	7.1±0.4点
総合評点	75.6±5.2点	74.7±4.3点

(調査対象：「試行工事52件」と、ISO 認証取得者による「試行工事以外の工事60件」を比較対照)

表 3 試行工事における工事成績評点の比較《公募型》

《公募型》 工事成績評点	試行工事 (監督業務を効率化している)	試行工事以外 (監督業務を効率化していない)
出来形 (13.9点/100点)	10.9±1.1点	10.5±1.2点
品質 (15.9点/100点)	11.9±1.7点	10.7±1.6点
出来映え (8.5点/100点)	7.2±0.6点	7.5±2.0点
総合評点	76.3±5.7点	73.1±3.8点

(調査対象：「試行工事85件」と、ISO 認証取得者による「試行工事以外の工事1307件」を比較対照)

表 4 試行工事における工事成績評点の比較《工事希望型》

《工事希望型》 工事成績評点	試行工事 (監督業務を効率化している)	試行工事以外 (監督業務を効率化していない)
出来形 (13.9点/100点)	11.1±0.9点	11.0±1.0点
品質 (15.9点/100点)	10.7±1.6点	10.5±1.6点
出来映え (8.5点/100点)	6.9±0.6点	7.1±0.7点
総合評点	75.1±4.3点	74.6±4.4点

(調査対象:「試行工事21件」と、ISO認証取得者による「試行工事以外の工事647件」を比較対照)

表 5 試行工事における監督業務の効率化の比較

試行工事において監督業務に要する時間が、「従来と比べて同等又はそれ以下」となった比率(効率化が図られた比率)

監督職員対象	一般競争	公募型	工事希望型	平均
定量的比較	93% (62/67)	90% (55/61)	67% (12/18)	88% (129/146)
定性的比較	89% (24/27)	81% (25/31)	60% (3/5)	83% (52/63)
請負者対象	一般競争	公募型	工事希望型	平均
定量的比較	75% (50/67)	57% (35/61)	50% (9/18)	64% (94/146)
定性的比較	83% (20/24)	73% (22/30)	100% (4/4)	79% (46/58)

【定量的評価】段階確認等に要した時間を測定して比較(従来の立会時間については想定)

【定性的評価】監督職員、請負者に対し、「従来と比較して監督業務の効率化が図られたかどうか」についてのアンケート結果による(有効回答数を分母とする)

調査対象:(定量的評価)アンケート回収分のうち、監督職員・請負者双方において、監督業務に要した時間が測定できる工事146件を対象

(定性的評価)監督職員、請負者に対するアンケート結果のうち、全て適用工事マニュアル通りに運用されている工事63件、58件を対象

た時間について、段階確認等に要した時間を測定する定量的比較と、監督職員、請負者のアンケート回答を用いた定性的比較の両面から評価しました。この結果、試行工事では、段階確認等の監督業務を「請負者の検査記録」の確認等に置き換えることにより、表 5 に示されるように一般競争、公募型、工事希望型のいずれにあっても監督業務の効率化がほぼ図られる結果となりました。

### (3) 施工計画書・品質計画書の重複について

試行工事では、通常の工事で提出する施工計画書に加え、当該工事の品質管理を行うための品質計画書の提出を求めましたが、施工計画書と品質計画書の内容が重複する場合は、書類の簡素化の

表 6 品質計画書・施工計画書において内容が重複する部分の取扱い

	いずれかの 計画書に記載	両計画書に 重複して記載
重複の取扱い	71% (126/178)	29% (52/178)

観点から相互に参照することで重複を排する方針をとりました。表 6 には内容が重複する部分の取扱いの状況を示しています。おおむね重複の排除が図られておりますが、請負者の29%が「重複記載がある」と回答している状況です。



## ISO9001の公共工事への適用方針

試行工事の検証結果を踏まえてISO9001の公共工事への適用方針を今般定めましたが、概要は以下のとおりです。

### (1) 基本の方針

対象となる工事を受注した企業がISO9001の認証を取得しており、かつ優れた施工能力（工事成績）を有している場合には、当該企業の希望により、段階確認等を請負者が作成する検査記録の確認に置き換えるなど、試行工事と同様の監督業務の効率化を行うものとしました。ISO9001の認証取得は入札参加条件にしないこととしましたが、これはISO9001の認証取得のみにより公共工事の施工能力が判断されるものではないことに留意したものです（図 1）。

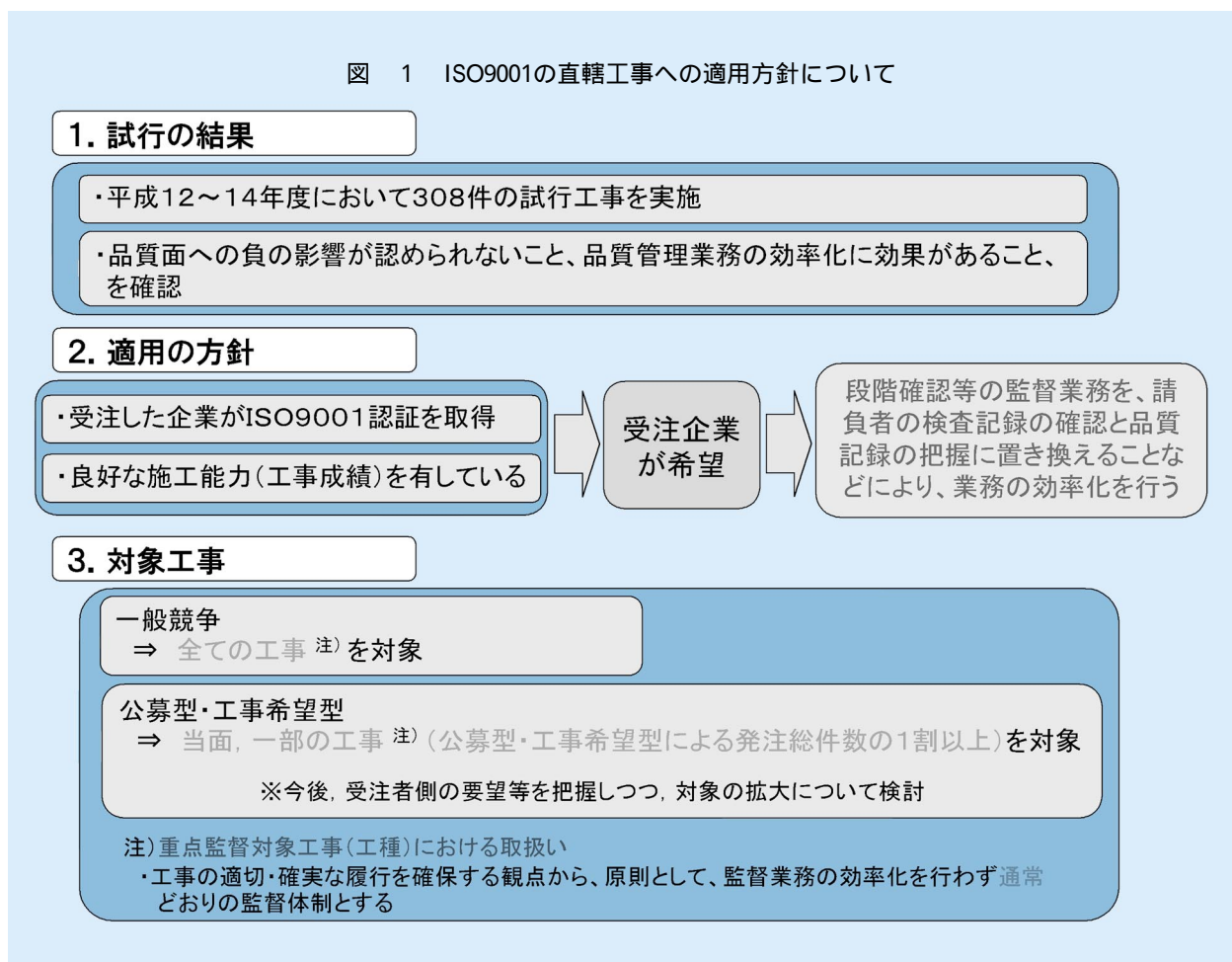
### (2) 対象工事

国土交通省の直轄工事を対象とします。一般競争は、すべての工事（重点監督対象工事は除く）を対象とします。また公募型および工事希望型は、これらの合計工事数の1割以上の工事（重点監督対象工事は除く）を対象としますが、今後、受注者側の要望等を把握しつつ、対象の拡大等について検討する予定です。

### (3) 工事成績の活用等

ISO9001を活用する工事（以下、ISO9001活用工事）の可否にあたっては、請負者がISO9001認証を取得していることの確認に加え、施工能力（工事成績）を判断することとしました。基本的には、請負者の過去2カ年度における工事成績（土木、建築別のもの）の評定点合計の平均点が70点以上であり、かつ、評定点合計が65点未満である工事が無いことを判断基準とします。ただ

図 1 ISO9001の直轄工事への適用方針について



し、評定点合計が65点未満の工事がある場合でも以下の4項目を満たす場合は、ISO9001活用工事とすることを認めることとしました。

- 1) 過去2カ年度における65点未満の工事の件数が3件以下であること。
- 2) 65点未満の工事の割合が10分の1以下であること、若しくは65点未満の工事割合が10分の1を超え10分の2以下である場合において評定点合計の平均点が74点以上であること
- 3) 65点未満の工事に係る減点評価考査項目について改善策が講じられ、その成果が認められること。
- 4) その他申請に係る工事成績、品質マネジメントシステム等を総合的に勘案して、この取扱いを受けるにふさわしいと認められること。

なお、過去2カ年度の工事の実績を有せず、その成績評定を受けていない場合においては、ISO9001認証の取得以降における直近の成績評定の評定点合計が70点以上であることを判断基準とします。

ISO9001活用工事の成績については毎年度モニタリングし、その分析を踏まえ次年度以降の運用方針を決定する方針です。

#### (4) 重点監督対象工事（工種）の取扱い

新工法を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札価格調査制度対象工事等は、重点的に監督業務を実施する重点監督対象工事（工種）になりますが、工事の適切・確実な履行を確保する観点からISO活用工事とせず、従来通り重点的に監督業務を実施することとします。

#### (5) その他

##### ① 内部監査の実施

監督業務の効率化の取扱いは、請負者がISO9001に基づく品質マネジメントシステムを健全に運用していることが前提となります。このため、品質マネジメントシステムの「内部監査」の実施を

請負者に求めます。当面、試行工事と同様に内部監査を6カ月以内に一度実施するとともに、発注者による請負者の品質マネジメントシステムの運用状況の確認を実施することにします。

##### ② 施工計画書・品質計画書の重複の解消

施工計画書と品質計画書の重複については「統合して作成することができる」、また、それぞれ別途に作成する場合には「相互に参照してよい」とする措置を徹底する方針とします。

##### ③ 検査時の提出書類の様式

請負者が作成した検査書類を確認することにより監督業務を代替する場合、請負者が提出する品質管理および出来形管理に関する書類は、記載漏れがない場合に限り、発注者の承諾を得て、所定の様式によらず請負者の検査記録の様式により提出してもよいものとします。

## 5 おわりに

この適用方針は国土交通省の直轄工事を対象に、平成16年10月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する予定です（適用方針についての通知文書は「[http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/iso9000/pdf/040901\\_iso9001.pdf](http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/iso9000/pdf/040901_iso9001.pdf)」をご参照下さい）。

今回の適用方針により、ISO9001活用工事の対象は年間で約600件程度となり、試行工事の年約140件（平成13、14年度の平均）の4倍強に拡大されることとなります。この結果、工事の良好な品質を確保するとともに、請負者の取得したISO9001認証に基づく品質マネジメントシステムを活用する途を開き、発注者と請負者の品質管理業務の一層の効率化に寄与することが期待されます。

（注）平成6年（1994年）当時のISO9000s（ISO9001、9002、9003）は統合され、平成12年（2000年）に現行のISO9001に改正されました。